

「こまポン」着ぐるみ等製作業務に関する公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「こまポン」着ぐるみ等製作業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

「こまポン」着ぐるみ等製作業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

(4) 提案上限額

1,460,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当部署

〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号

小松島市産業振興部商工観光課

TEL：0885-32-3809 FAX：0885-33-0938

E-mail：syoukou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

4 選定方式

選定方式は、本実施要領に記載する提案書等を求め、提案者の経験、実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な委託業者をプロポーザルで選定する。

5 参加資格

プロポーザルに参加する者は、着ぐるみ製作業務についての知識を有する者であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 小松島市建設業者等指名停止等措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。ただし、本市の令和6年度入札参加資格者名簿に登載のない者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (3) 小松島市暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。ただし、本市の令和6年度入札参加資格者名簿に登載のない者にあつては、当該要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (4) 以下のアからウいずれかの手続きをしている者又はされている者ではないこと。
ア民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始を申し立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

イ会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続きの開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

ウ破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの。）に該当しないこと。
- (7) 法人税又は所得税及び消費税（地方消費税含む。以下同じ。）並びに地方税（徳島県内に事務所等を有する場合は県税、小松島市内に事務所等を有する場合は市税）を完納（天災その他やむを得ない事由がある場合を除く。）していること。
- (8) 平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に、着ぐるみを製作、又は納品した実績があること。
- (9) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。
- (10) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

6 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

なお、様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。

	項 目	期 間 等
1	公告日	令和6年5月10日（金）
2	質問書の提出期限	令和6年5月16日（木）
3	質問書の回答	令和6年5月21日（火）
4	参加表明書の提出期限	令和6年5月24日（金）
5	参加資格確認結果通知書の送付	令和6年5月28日（火）
6	辞退届の提出期限	令和6年6月6日（木）
7	応募書類（提案書）の提出期限	令和6年6月11日（火）
8	書類審査の結果通知（6者以上の場合）	令和6年6月17日（月）
9	プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年6月27日（木）
10	提案書の特定	令和6年6月下旬以降予定
11	契約締結	令和6年7月上旬以降予定

※日程については変更する場合がある。

7 質問書の受付・回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類
質問書（様式5）

(2) 提出期限

令和6年5月16日(木) 午後5時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先

「3 担当部署」のとおり

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和6年5月21日(火)を目途に小松島市ホームページで公開する。

8 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加を希望する者(以下「提案者」という。)は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア公募型プロポーザル参加表明書(様式1)

イ参加資格確認書(様式2)

【添付書類】・確認書に記載した業務について確認できるもの(契約書の写し、着ぐるみの写真など。)

※本市の令和6年度入札参加資格者名簿に登載のない提案者はウ、エ及びオを併せて提出すること。

ウ会社概要(様式3)

【添付書類】・会社の沿革、組織が分かる書類 ※パンフレット等でも可
・直近3期分の決算書

エ納税証明書(直前1年間に限る。)

(ア) 国の法人税、消費税の納税証明書

(イ) 徳島県税の納税証明書(本店又は営業所等が徳島県内にある場合に限る。)

(ウ) 小松島市税の納税証明書(本店又は営業所等が小松島市内にある場合に限る。)

オ誓約書(様式4)

(2) 提出期限

令和6年5月24日(金) 午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送及び電子メール(簡易書留郵便に限る。提出期限の消印有効。)

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間に提出するものとし、郵送の場合は電子メールでも提出書類(様式に限る。)の写しを期限までに提出すること。

(4) 提出先

「3 担当部署」のとおり

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、書面又はメールにより通知する(令和6年5月28日(火)発送予定)。

9 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類

辞退届（様式8）

(2) 提出期限

令和6年6月6日（木） 午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送及び電子メール（簡易書留郵便に限る。提出期限の消印有効。）

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間に提出するものとし、郵送の場合は電子メールでも提出書類（様式に限る。）の写しを期限までに提出すること。

(4) 提出先

「3 担当部署」のとおり

10 提案書の提出

本プロポーザルに関する提案書は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式6）

代表者印を押印の上、提案書の鑑表紙として提出すること。

②業務実施体制（様式7）

業務の実施体制、分担業務について記入すること。

③提案書（任意様式）

提案書の作成に当たっては、「仕様書」の内容を踏まえ、1案のみ作成し業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

なお、サイズはA4に統一するものとし、文章を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等を見やすくするためA3サイズの使用は可とするがその場合は、A4サイズに折り込むこと。

④見積書

業務見積書（任意様式、ただしA4版に統一すること。）

本業務の経費について、積算根拠が分かる経費内訳を記載の上、金額提示（消費税抜額及び消費税込額）してください。

(2) 提出期限

令和6年6月11日（火） 午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送及び電子メール（簡易書留郵便に限る。提出期限の消印有効。）

なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までの間に提出するものとし、郵送の場合は電子メールでも提出書類（正本の写し。）を期限までに提出すること。

(4) 提出先

「3 担当部署」のとおり

(5) 提出部数

提出書類①～④の順序で製本し、表紙の次項から通し番号を付け、簡易なA4ファイル（左綴じ）で提出すること。

・正本 1部（代表者印を押印したもの）

・副本 7部（正本の写し）

（副本については社名・社印等の提案者が特定される情報を削除又は黒塗り等で提出書類を判読不能とすること。）

・CD-R 1枚（PDF形式で保存したもの）

(6) 書類審査

提案者数が6者以上となった場合は、提案書の評価に基づき、第一次審査として書類審査を実施する場合がある。その場合は、令和6年6月17日（月）に全ての提案者に対し、その審査結果を電子メールにて通知する。

なお、審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。

11 プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格確認結果通知書を送付した提案者に対し、次のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。なお、開始時間や場所等詳細は電話又は電子メールにて別途通知する。（書類審査を実施した場合は、その合格者とする。）

(1) 日時

令和6年6月27日（木）

開始時間は別途通知するが、提案順序については提案書提出順とする。

(2) 場所

未定（別途通知）

なお、提案書類の提出時に申し出た場合又はやむを得ない事情が生じた場合（開始時間までに発注者が対応できる場合に限る。）、オンライン（ZOOM等。）によるプレゼンテーション及びヒアリングも可能とします。ただし、接続不良等の発生により実施できないときの代替措置はありません。

(3) 所要時間

40分以内（プレゼンテーション：30分以内 ヒアリング：10分以内）

※設営に係る準備、撤収時間は、審査前後10分以内とする。

(4) 内容

提案書及び使用素材(予定)等の説明

（当日の追加資料の提出は、使用素材（予定）等に関するもの以外認めない。）

(5) 参加人数

3人以内

(6) 使用機器

パソコンは参加者が持参し、プロジェクター、スクリーンは小松島市産業振興部商工観光課が準備する。ただし、プロジェクターの接続や動作について確約するものではないので、提案者において判断すること。

(7) その他

発注者の納入品に対するイメージを具体化させるために、使用素材（予定）又は納品済み若しくは類似タイプの着ぐるみ（エアール又はハイブリッドタイプ）等を提

示等すること。

1.2 審査方法等

(1) 選定審査会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、「こまポン」着ぐるみ製作業務委託に関するプロポーザル審査会（以下「選定審査会」という。）を設置する。

(2) 審査及び配点

審査方法としては、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定審査会が評価項目ごとに評価し、当該評価点が一定基準（評価総合点が満点の6割以上の点数）の提案者のうち、最も上位のものを委託先候補者として決定するものとする。

なお、審査配点等については「別紙1」のとおりとする。

(3) 最も上位のものが同点の場合は選定審査会の協議により委託先候補者を決定するものとする。

(4) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合でも審査及び評価を実施し、評価が一定基準（評価総合点が満点の6割以上の点数）を満たしている場合は、その提案者を委託先候補者として決定する。

(5) 審査結果

審査結果は、令和6年7月上旬を目途に提案者に対し結果通知書により通知するとともに、市ホームページでも公表するものとする。なお、審査結果に関する異議申立てについては、受け付けないものとする。

1.3 提案者の失格事項

提案者が、次のいずれかに該当した場合は失格となる。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性に反する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等により、選定審査会長が失格であると認めた場合

1.4 契約手続

契約は、仕様書及び委託先候補者の提案書等の記載事項を基本に協議の上、契約を締結するものとする。

提案書に記載され、審査において評価した項目については、原則として契約時の仕様反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託先候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより、契約内容及び契約額の減額調整を行うことがある。

なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

15 その他の留意事項

- (1) 本件のプロポーザルに係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類等は、小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）で定める行政情報として取り扱うものとする。

評価基準

評価項目	評価の項目	配点
業務内容 (60点)	現「こまポン」着ぐるみのデザインや質感を可能な限り再現しているか。	／30
	本体と兜や鎧、しっぽ等の組み合わせの一体感は適切であるか。	／10
	脱着、使用及び保管時の扱いが容易であるか。	／10
	耐久性が優れているものであるか。	／10
業務経験・実績 (10点)	本業務と類似性のある業務経験や実績を有しているか。	／10
仕様書以外の工夫 (20点)	提案内容に、仕様書以外に特別な工夫が見られるか。	／20
見積価格 (10点)	提案内容に則した内訳となっているか。	／10
評価点合計		100